

新生児訪問指導実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、母子保健法（昭和40年法律第141号）第11条第1項の規定に基づき実施する新生児に対する訪問指導（以下「新生児訪問指導」という。）に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「新生児」とは、本市に居住する出生後28日を経過しない乳児をいう。

(対象者の把握)

第3条 市長は、母子保健サービス登録票又は妊産婦訪問指導及び医師、助産師等の協力により、新生児訪問指導を必要とする新生児の把握に努めなければならない。

(実施体制の確立)

第4条 市長は、対象者の早期把握、新生児訪問指導の従事者の確保、新生児訪問記録票（以下「訪問記録票」という。）の整備等を行わなければならない。

2 市長は、新生児訪問指導において、医療機関及び開業助産師（以下この条において「関係機関」という。）の協力を求め、新生児訪問指導の方法、内容等について検討し、当該関係機関との連携及び協調を図るものとする。

(新生児訪問指導の実施)

第5条 新生児訪問指導は、助産師、保健師又はその他の職員がこれを行うものとする。

2 新生児訪問指導は、原則として生後28日以内に1回とする。ただし、新生児訪問指導を必要と認めた場合についてのみ行うものとする。

3 新生児訪問指導は、特に第1子、育児に不安を持つ者、生活上特に指導が必要な者、妊娠中母体に異常があった新生児、異常分娩で出生した新生児、出生時に仮死等の異常があった新生児、強い黄疸その他の異常のある新生児等について、重点的に行うものとする。

4 第2項の規定により新生児訪問指導を実施し、生後28日を経過した後においても引き続き訪問指導を必要とする乳児については 継続して実施するものとする。

5 市長は、あらかじめ訪問記録票を作成し、新生児訪問指導の従事者に配付するものとする。

6 新生児訪問指導の従事者は、訪問記録票及び母子健康手帳に必要事項を記入し、新生児訪問指導が完了した場合には、速やかに当該訪問記録票を市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項により提出された訪問記録票を整理し、事後の保健指導等に役立てるものとする。

(新生児訪問指導の内容)

第6条 訪問指導の内容は、次に掲げる事項とする。

1 妊娠、分娩及び産褥における母親の健康状態に関すること。

- 2 家族の健康状態に関する事。
- 3 新生児の既往症及び現症に関する事。
- 4 養育指導の状況に関する事。
- 5 育児に対する不安に関する事。
- 6 新生児の家庭環境に関する事。
- 7 新生児の一般状態に関する事。
- 8 新生児の身体各部の状態に関する事。
- 9 新生児の発育及び発達に関する事。
- 10 栄養法及び乳房管理に関する事。
- 11 清潔と衣類に関する事。
- 12 生活環境に関する事。
- 13 感染防止に関する事。
- 14 事故、けが等の安全に関する事。
- 15 その他新生児の育児等に関し必要な事項
(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。